

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）72条の2第3項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）25条4項の規定に基づく個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和2年11月2日付けで行った令和2年度分の個人事業税賦課処分（別紙処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、職業の内容が「IT技術」であること、業務上の立場が「サブ講師」であることから、処分庁の都税事務所が認定した「諸芸師匠業」の事業性はなく、個人事業税の対象とはならない。したがって、請求人の業務は法定業種に該当しておらず、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年7月27日	諮問
令和3年9月10日	審議（第59回第3部会）
令和3年10月14日	審議（第60回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条2項2号によれば、道府県は、普通税として、事業税を課するものとされており、法72条の2第3項によれば、個人事業税は、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課するものとされている。ただし、同条7項によれば、これらの各事業を事務所又は事業所を設けないうで行う場合は、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、その事務所又は事業所とみなして、事業税を課税するとされている。

法は、1条2項の規定において、この法律中道府県に関する規定は都に準用し、「道府県」、「道府県知事」等とあるのは、「都」、「都知事」等と読み替えるとしている。したがって、都の区域に事務所又は事業所を設けて個人が行う事業に対しては、都において、その個人に（事務所又は事業所を設けな

いで個人が行う事業に対して、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものが都の区域にある場合においては、その個人に) 事業税を課することとなる。

そして、条例 25 条 4 項において、「個人の行う事業に対する事業税は、個人の行う法第 72 条の 2 第 8 項から第 10 項までに規定する第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として、その個人に課する。」と規定している。

(2) 法 72 条の 2 第 3 項の「第三種事業」として、同条 10 項各号に各の事業を掲げており、うち 17 号に「諸芸師匠業」を定めている。

(3) 法 72 条の 49 の 1 1 第 1 項は、個人事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による旨を定めている。なお、条例 38 条 1 項にも同旨の規定を置いている。

上記課税標準の算定方法として、法 72 条の 49 の 1 2 第 1 項は、前条 1 項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得は、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法 26 条及び 27 条に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例（不動産所得及び事業所得の金額は、その年中の不動産所得及び事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。）によって算定するとする。

(4) 法 72 条の 49 の 1 4 第 1 項は、事業を行う個人については、当該個人の事業の所得の計算上 290 万円を控除すると規

定する（事業主控除）。

- (5) 法 72 条の 49 の 18 は、個人事業税の徴収については、普通徴収（徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収すること。法 1 条 1 項 7 号）の方法によるべき旨を定めている。なお、条例も、39 条の 4 に同旨の規定を置いている。

そして、法 72 条の 50 第 1 項は、個人事業税を賦課する方法として、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち、法 72 条の 49 の 12 第 1 項においてその計算の例によるものとされる所得税法 26 条及び 27 条に規定する不動産所得及び事業所得について、当該個人が税務官署に申告した課税標準を基準として、個人事業税を賦課する旨を定めている。

また、法 72 条の 55 第 1 項によれば、個人事業税の納税義務者で、法 72 条の 49 の 12 第 1 項の規定によって算出した事業主控除を超える者には、道府県知事に対して、当該事業の所得の計算に必要な事項（青色事業専従者控除に関する事項を含む。）を申告する義務があるが、法 72 条の 55 の 2 第 1 項及び 2 項によれば、前年分の所得税につき所得税法 2 条 1 項 37 号の確定申告書を提出した場合には、当該申告書が提出された日に上記道府県知事に対する申告がなされたものとみなされる。なお、この場合、青色申告特別控除の適用を受けた者はその旨を確定申告書に附記しなければならないが、当該附記した事項は、個人事業税の賦課徴収につき申告を必要とする他の事項に相当するもので上記確定申告書により申告されたものとともに、道府県知事に対して申告されたものとみなす旨定められている（法 72 条の 55 の 2 第 2 項及び 3 項、法施行規則 7 条の 2 第 5 号）。

(6) 法72条の49の17第1項3号によれば、個人事業税の額は、第三種事業を行う個人については、所得に100分の5の標準税率によって定めた率を乗じて得た金額とするとされているところ、条例39条の3において、第三種事業を行う個人についての事業税の額は、「所得に100分の5の税率を乗じて得た金額」（同条3号）としている。

2 「事業を行う個人」及び「事業」並びに「諸芸師匠業」に関する総務大臣通知及び東京都主税局長通達について

東京都では、個人事業税の課税事務の運営に当たり、「個人事業税課税事務提要」（平成24年8月1日付24主課課第153号東京都主税局長通達。以下「事務提要」という。）を策定している。

(1) 事務提要においては、事業税における「事業」の定義について、「事業とは、一般に営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為と解される。しかし、事業の意義については地方税法上特段これを定義する規定が設けられていないため、ある経済行為が事業に該当するかどうかの判断は、最終的には法意及び社会通念に照らして行うこととなる。」としている（事務提要第3章・第1節・第1・1・(1)）。

(2) 上記1・(2)のとおり、第三種事業に該当するものとして、法72条の2第10項17号により、「諸芸師匠業」もこれに含まれることとされているところ、事務提要では、諸芸師匠業は、①対価を得て、②技芸、技術その他の技能を教授する事業をいう。諸芸師匠業の範囲に関して、①技芸、技能等の教授、②諸芸師匠業における付随収入を挙げており、①には、「技芸等の教授には、趣味、娯楽に関するものにとどまらず、実務、一般教養、進学等に関する教授をも含むものであり、予備校、

学習塾、話し方教室、ヨガ教室、料理教室、パソコン教室、簿記珠算の教授等も諸芸師匠業に該当する」とある。また、「諸芸師匠業には、教場等を設けて行うもののほか、出張教授の方法あるいは通信教育の方法による技芸等の教授も含む。」としている（事務提要第3章・第4節・第21・1及び2）。

- (3) 事務提要は、「個人が事業として行う技芸等の教授については、その教授の内容を問わず諸芸師匠業として課税の対象となる。」としている（事務提要第3章・第4節・第21・3）。

なお、留意事項として、音楽教室、カルチャーセンター等の講師の取扱いについて、他人の設置する音楽教室等において、その講師として教授を行うことを主な業務としている者で、「①設置者との間に専属契約がある、②その役務の提供場所、日時、教授方法及び内容が設置者により定められている、③教授に必要な楽器等の機材、教材等が設置者により負担されている、④授業料の管理は設置者が行い、その一部を報酬として受けている」の全てに該当する場合、その報酬については、事業税の課税対象としては取り扱わないとしている（事務提要第3章・第4節・第21・4・(2)。以下「留意事項」という。）。

3 本件処分についての検討

以上を前提に、本件について、請求人が法72条の2第10項17号に規定する「諸芸師匠業」を行う「事業を行う個人」であると認めることができるか否かについて、以下に検討する。

- (1) 「事業を行う個人」について

本件申告書類及び本件回答書によれば、請求人は、平成21年8月25日に個人事業主として開業してから、ITインストラクション業務（以下「本件IT講師業務」という。）を行っており、事業内容として、社会人向けのプログラミング講座の講師を事業としているとある。契約形態として、基本的に単発

の契約であり、非常勤講師に近いが、研修事業会社を通じて契約を取り交わし、日程と時間（9時から17時半までの講師業務と前後の準備、片付け）、研修会場が指定（施設、設備は契約先が準備）され、依頼に合わせて登壇しているとある。依頼する企業は複数であるが、同時期に複数社とは契約していない。自宅では、事務作業及びプログラミングを行っている。請求人は、本件IT講師業務の遂行により、契約先の会社から報酬の支払を受け、これを、請求人の令和元年における収入のうち、営業等による収入として、所得税法143条の規定する青色申告の方法を利用して、〇〇税務署長に対して申告を行ったものであると認められる。

本件申告書類によると、請求人は、本件IT講師業務により、報酬として令和元年中の7か月分の収入（4,118,686円）を得る一方で、上記収入を得るための経費として、請求人が居住する自宅の一室で「〇〇」の屋号にて事業を行い、賃貸物件として事務所の地代家賃118,764円を計上していることが認められる。

また、租税公課1,200円、旅費交通費251,560円、通信費69,303円、接待交際費28,699円、消耗品費321,667円を負担して、経費として計上していることが認められる。

そして、本件IT講師業務は、営利又は対価の取得を目的として行われていることは明らかであるし、地代家賃の支払が年間を通して計上されており、反復継続して行われているものであることも明らかである。

そうすると、本件IT講師業務の補助講師は、営利又は対価の取得を目的として、独立的に反復継続して行われる経済行為であると認められるから、事務提要のいう「事業」に該当し

(上記 2・(1))、請求人は、事業を行う個人であると認められる。

(2) 「諸芸師匠業」について

請求人は、本件確定申告書において自らの職業を「インストラクター」であると申告しており、本件 I T 講師業務として I T 業務のインストラクターのサブ業務に従事していることが認められる。

このことを事務提要に照らしていえば、請求人は、パソコン教室で行うような技芸、技能等の教授等を行っている。そして、教場等は設けず、企業からの委託による出張教授の方法により指導を行っており、諸芸師匠業に該当する。

本件回答書によると、請求人は各種学校等以外の民間事業者を指導先として、インストラクターのサブ業務により相当の事業収入を得ている。そして、上記 2・(3)の留意事項については、教室等の講師として教授（インストラクターのサブ業務）を行うことを主な業務としているが、複数の設置者との間で単発の契約を締結していることから、請求人のサブ業務による収入は課税対象となるものである。

以上のことから、請求人が I T 講師のサブ業務として行う本件 I T 講師業務は、個人事業税の課税対象である第三種事業（法 7 2 条の 2 第 3 項）である「諸芸師匠業」（同条 1 0 項 1 7 号）に当たるものと認められる。

(3) 課税標準額及び税額の算定

次に、本件処分における税額について、その算定が適正か否かを検証する。

上記(1)及び(2)により、請求人は、個人事業税の納税義務者と認められるところ、令和元年における請求人の事業の所得の金額は、事業主控除の額 2 9 0 万円を超過するものと認められる

から、当該事業の所得の計算に必要な事項を申告する義務を負うものであるが、同年の所得につき〇〇税務署長に対し本件申告書類の提出がなされているため、個人事業税についても申告がなされたものとみなされることとなる。

そこで、本件申告書類を基にして、令和元年度分の個人事業税の課税標準を算定するに、〇〇税務署長に申告された請求人の令和元年の事業所得の合計額は、2,677,493円であるところ、この金額は、国税に固有の青色申告特別控除（租税特別措置法25条の2）を適用した後の金額であるため、同控除額として計上された650,000円については、個人事業税の課税対象とする所得の計算上は上記申告にかかる事業所得の額にこれを加算し、そこから個人事業税における事業主控除の額2,900,000円（法72条の49の14第1項）を減じて得た427,000円（法20条の4の2第1項の規定により、地方税の課税標準の計算においては、千円未満の端数金額を切り捨てる。）が課税標準額となるものである（上記1・(3)ないし(5)）。

そして、諸芸師匠業は第三種事業であるから（上記(2)）、上記により求めた課税標準額427,000円に、第三種事業について東京都において課する個人事業税の税率100分の5（法72条の49の17第1項3号及び条例39条の3第3号）を乗じた額21,300円（法20条の4の2第3項の規定により、地方税の確定金額における百円未満の端数を切り捨てる。）が、請求人に賦課すべき令和元年度分の個人事業税の税額となるものである（上記1・(6)）。

本件処分における税額21,300円（別紙処分目録参照）は、これに一致しており、違算等の事実は認められないことは明らかである。

したがって、本件処分は、上記 1 及び 2 の法令等の定めによって適正に行われたものと認められ、また、課税標準額及び税額の算出に当たっての違算も認められないから、違法又は不当な点があるということとはできない。

4 請求人の主張について

請求人は、上記第 3 のように主張して、請求人は、法定業種である諸芸師匠業に該当していないとして、本件処分の取消しを求めている。

しかしながら、請求人が「諸芸師匠業」に該当することは上記 3・(2)のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙 (略)